

議案第19号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するについて

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を、次のとおり制定するものとする。

令和7年2月19日提出

宇治市長 松村 淳子

宇治市条例 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第1条 集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例(昭和26年宇治市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第5条中「または」を「又は」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 宇治市職員の給与に関する条例(昭和26年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 宇治市職員の退職手当に関する条例(昭和26年宇治市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び同条第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 宇治市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年宇治市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 宇治市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和40年宇治市条例第23号)の一部を次のように改正する

。

第4条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市ラブホテル建築等規制条例の一部改正)

第6条 宇治市ラブホテル建築等規制条例(昭和59年宇治市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例の一部改正)

第7条 宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例(平成20年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第68条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第69条の見出しを削る。

(宇治市暴力団排除条例の一部改正)

第8条 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市いじめ調査委員会設置条例の一部改正)

第9条 宇治市いじめ調査委員会設置条例(平成26年宇治市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市いじめ再調査委員会設置条例の一部改正)

第10条 宇治市いじめ再調査委員会設置条例(平成26年宇治市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第13条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市行政不服審査会設置条例の一部改正)

第11条 宇治市行政不服審査会設置条例(平成28年宇治市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第11条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正)

第12条 宇治市個人情報保護に関する法律施行条例(令和5年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第14項から第17項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

第13条 宇治市情報公開・個人情報保護審議会条例(令和5年宇治市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若

しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(宇治市職員の給与に関する条例及び宇治市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の宇治市職員の給与に関する条例第17条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定並びに第3条の規定による改正後の宇治市職員の退職手当に関する条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項（第1号に係る部分に限る。）並びに第17条第4項並びに宇治市職員の退職手当に関する条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。